

あなたの国民年金

パート ④⑥



国民年金の保険料は納めましたか

—— 今月は、保険料納付促進月間です ——

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類の年金は、毎月キチンと保険料を納めることによって資格ができ、本人の請求により初めて支給されます。

原則として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上あることが必要です。ただし、満額の年金を受給するには、保険料を40年間納付しなければなりません。

老齢基礎年金

1年間に支払われる年金額は 747,300円（65歳で請求した時の満額）

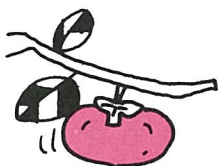
国民年金加入中に障害の状態になったときや、20歳前の障害で障害の状態になったときに支給されます。ただし、加入期間のうち、保険料を5年以上納めていなければなりません。

1年間に支払われる年金額は 1級934,100円 2級747,300円

障害基礎年金



遺族基礎年金



国民年金の加入者や年金を受けられる資格のある人が亡くなったとき、18歳未満の子のある妻や子に支給されます。

1年間に支払われる年金額は (子1人) 962,700円

子のある妻が受けるときは (子2人) 1,178,100円

もし、60歳までに年金の受給資格が得られなかったら？

あきらめないでください。60歳から5年間任意加入できる制度があります。

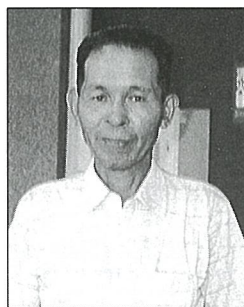
問合せ 住民福祉課年金係 ☎84-1211 内線 154



シルバー
法律相談

対象 相談・訴訟関係など法律的なことでお困りの高齢者
日時 10月12日(水) 午後1時～3時
場所 町民会館 会議室B

費用 無料
問合せ 住民福祉課福祉係
☎84-1211 内線155



65歳で受給手続きにみえた布施博さん（宝米）満額の年金を受給される布施さんは、ふだんから薬草を飲み健康に気をつけているとのこと。

10月1日から
障害者有料道路通行料金
割引証が改正

10月1日から障害者有料道路通行料金割引証が改正されました。

交付対象

- 身体障害者が自ら運転する場合
- 重度の身体障害者または重度の精神薄弱者を乗せて介護者が運転する場合

交付に必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 運転免許証（自ら自動車を運転する者のみ）
- 自動車検査証

問合せ 住民福祉課福祉係

☎84-1211 内線156